

会 議 結 果

会 議 名 (審議会等)	令和7年度 第1回高砂市子ども・子育て・若者会議
開催日時	令和7年7月3日(木) 18時30分～20時30分
場 所	高砂市役所 南庁舎5階 大会議室
会議公表	☒ 公 開 (傍聴者定員数: 3 人) (傍聴者数: 0 人) ☐ 非公開 (非公開理由: (例) 情報公開条例第7条の規程に該当するため。等)
事務局 (担当課)	健康こども部 子育て支援課 (TEL 079-443-9024)
議 題	(1) 「高砂市子ども・子育て・若者会議」及び「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」について (2) 高砂市子ども・子育て・若者支援プランの進捗状況報告について (3) こども誰でも通園制度について (4) たかさごっ子 結(ゆ) つくりん相談について
出席委員	委員16人(欠席4人)
結 果 (議事録又は議事概要)	
発 言 者	内 容
事務局	1 開 会 それでは、高砂市子ども・子育て・若者会議を開会をいたします。 開会に先立ちまして、当会議の公開についてですが、高砂市審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、公開とさせていただきます。 また、本日の傍聴者は0人となっておりますので、よろしくお願いをいたします。
事務局	2 委嘱式 それでは、子ども・子育て・若者会議の委員の委嘱を行いたいと思います。都倉市長より時間の都合上、申し訳ございませんが、代表の委員に交付させていただきます。 【市長より委嘱状の交付】
事務局	その他の委員の方につきましては、失礼ではございますが、机上に委嘱状を置かせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。
	3 市長あいさつ

事務局	それでは、開会にあたりまして都倉市長よりご挨拶申し上げます。
市長	皆さんこんばんは。市長の都倉でございます。本日は公私とも何かとお忙しい中、またお疲れのところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。平素より本市の子ども・子育て支援並びに若者の育成にご理解とご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。 さて、お手元でございます、第2期高砂市子ども・子育て・若者支援プランの策定に当たりまして、皆様方には令和5年度から2か年をかけまして、貴重なご意見をいただきました。 本支援プランはこどもの健やかな成長と若者の自立を支え、安心して暮らせるまちを実現することを基本理念といたしております。 その実現のため施策や方針を取りまとめた市町村子ども計画となっております。先月、厚生労働省が発表いたしました令和6年度における出生率は、68万6000人あまりと、統計をとり始めて以降、初めて70万人を下回り、全国的に少子化の歯止めがかからない状況が続いております。 このような中、本市におきましてはこの第2期支援プランに基づき、総合的に子ども施策を推進することで、子育てしやすいまちを実感していただけるような取り組みを進めて参ります。 また新たな課題や社会情勢の変化にも柔軟に対応しながら、より効果的な施策展開ができるよう、行政だけではなく、委員の皆様や関係団体など、子どもや若者に関わるすべての方々とともに、基本理念の実現に取り組んで参りたいと考えております。 結びになりますが本日の会議が有意義なものとなりますよう、委員の皆様には、様々なお立場から幅広いご意見をいただき、こどもと若者の健やかな成長と、子育て支援にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。 4 委員紹介
事務局	市長ありがとうございました。引き続きまして、委員の方々の自己紹介をお願いしたいと思います。委員長より、順番にお名前と一言ずつ、ご紹介をよろしくお願いいたします。 【出席委員の紹介とあいさつ】
事務局	ありがとうございます。 【欠席委員の紹介】

事務局	それでは次に事務局の自己紹介をさせていただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。 【事務局の紹介と挨拶】
事務局	恐れ入りますが、市長につきましては他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。 【市長退席】
事務局	それでは議題に入ります前に、本日委員20名のうち、16名の委員の出席いただいております。 出席者が過半数となりましたので、高砂市子ども・子育て・若者会議条例第6条第2項により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。 これより、会議の進行につきましては、委員長にお願いいたします。これまでの進行にご協力いただきましてありがとうございます。それでは委員長よろしくお願いいたします。
委員長	それでは早速ですが、議題に入りたいと思います。 では議題の1です。「高砂市子ども・子育て・若者会議及び高砂市子ども・子育て・若者支援プランについて」を事務局から説明をお願いいたします。
	5 議 題
	(1) 高砂市子ども・子育て・若者会議及び高砂市子ども・子育て・若者支援プランについて
事務局	【事務局より資料1、2に基づいて説明】
委員長	事務局からのご説明が終わりました。 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
	それでは、議題の2のほうに進めて参ります。 次に議題2「高砂市子供子育て若者支援プランの進捗状況報告について」を事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(2) 高砂市子ども・子育て・若者支援プランの進捗状況報告について 【事務局より資料3-1、3-2、3-3、4、5に基づいて説明】

委員長	ありがとうございました。 とてもたくさんの資料の中から、ポイントだけ押さえて今、ご説明いただいたのかなというふうに思いますが、施策評価シートでは、ほぼ順調に進んでおりますという報告と、それから子育て支援関連のところでも、提供体制は確保できていますというご報告でした。 それぞれ細かなところをご覧くださいますと、いろいろと質問、ご意見等あるかなというふうに思いますので、ぜひこの後、忌憚のないご意見・質問を出していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
委員	一応若者なので若者支援のところで気になったところを聞きたいと思います。 資料3-3で、1ページ目の1-2-2の、「あかし若者サポートステーションとサテライト播磨と連携について」、自立の支援とかお仕事の支援をしたという結果が出てるんですけど、これの参加者は高砂市民の参加者なのかなってというのが気になった点です。 もう1点が、2ページ目の2-1-1の若者支援地域ネットワークの構築で、一応A評価がついていて、各協議会とか開催して、情報共有やっているということですけど、何をやっているかとかどういう支援をやってるかは結局わからないですし、回数とか人数とかが示されていない状態で、A評価なのかなってところが疑問だったので、聞きたいなと思いました。 以上です。
委員長	資料の3-3の1-2-2と2-1-1に関するご質問でした。事務局よろしくお願いいたします。
事務局	質問ありがとうございます。 まず質問一つ目の1ページの1-2-2の、高砂市内の人数かということなんですけれども、申し訳ありません、今日、担当課の方が出席しておりませんので、また確認させていただいて、できれば、次回の若者部会の方でご報告できたらと思いますので、それでよろしくお願いいたします。
事務局	若者支援地域ネットワークの構築の施策につきまして、要保護児童対策地域協議会におきましては、代表者を1回、あと実務者を年4回実施しました。それ以外に、個別検討ケース会議であったり、受理会議であったり、そういうものを随時、実施してございます。 以上です。
委員長	はい、ありがとうございました。

	今2-1-1に関しては、回数人数を書いていないということに関しては、ご説明いただいたのが、要保護児童対策地域協議会のことだけだったので、すべては書けなかったのかなと思うんですが、要対協に関するだけのご回答でした。 取り組みとしては、もっといろんなことが行われているはずなので回数、人数のご回答として今の回答でよろしいですか。
委員	A評価にしてるけれど、実績が見にくいです。抽象的で、やりました、連携しました、だけだったら、どう連携して、どう若者は支援されたのかなっていうのが分かりにくいと思いました。 他のA評価も回数や人数が示されていないので、A評価を受けているものが、本当にそうなのかなと、疑問があります。 今後、情報発信していく上で、もちろんやっていって欲しい事業ではありますが、それがどう役に立っているかが分かりづらかったら、その他の委員さんも評価しづらいですし、市民も評価しづらいのかなと思います。 この評価、他の全体的な評価シートが、高砂市は毎年思いますが、A評価ばかりですよ。 S評価があったら、ハッピーとなって、A評価で、一応例年通りやってるよねっていう評価シートになってるので、それよりはもうちょっと前年より何%増だからAになったとかSだったとかのほうが、評価シート自体も、わかりやすくなるのかなと思いました。 ちょっとわかりづらい、行政寄の評価シートかなと思います。
委員長	ありがとうございます。 決して、このA評価を信用していないわけではないけれども、もう少し根拠が誰の目にもわかる形で、令和7年度からはご報告いただきたいというご意見として、承りたいと思いますので、事務局、次回からはもう少しわかりやすく、もう誰が見てもAだよ。Bだよとわかるような示し方をしていただけたらというふうに思います。 よろしくお願いいたします。
委員長	では他に皆さん、それぞれ気になるところがあったらご意見を出していただけたらと思います。
委員	先ほどは若者施策に限定してお話をされましたが、例えば、資料3-1のところ、開いて1、2ページ目を見ていただいて、先ほど委員が言われたように、スラッシュなのに評価がAというところがあります。特に2ページ目のところを見ますと、1-1-3-2であったり、1-2-1-1であったり1-2-1-2であったり、他のところだと例えば、2ページ目の下から3行目だと、市内10地区で年間を通して実施しましたと、そういうことが書いてあるんですが、その上とか下とかは、あまりやってる

	ことは変わらないけれども何も記載がないというところで、ちょっと評価がしづらいなと思います。 先ほどご説明いただいた資料5に関しても、これはちゃんと確保ができてますよというのを示す資料だったら、これですごくいいかなと思うんですね。 先ほど市役所の方がお話されてる時に、パーセンテージに直してみていると見てみたんですけど、今のままだけだとわかりにくいので、パーセンテージにしてちゃんと100%を超えてないから大丈夫ですよとか、少し超えても大丈夫ですよと示していただくのはいいかなと思います。 最終的に文言では言われていますけど、若者委員側とか、こういう子育て委員として来てる皆さんに、もう少しわかるようにしていただきたいなっていうのが1点です。 それからもう1点が、シート全体に通してなんですけれども、Aが多いっていうのは、その通りだと思います。 指標の選択肢といいますか、文言に関して、S予定以上に進捗している、A予定通り進捗している、B、遅れている、C事業を廃止している、というところで、文言を見なおしたほうがいいのではないかなと個人的に思っております。 実際にいま他の市はどうなのかなっていうので見てみたんですけど、横浜市とかさいたま市、千葉市、枚方市を見たところ、これで言うSに当たるところは、「拡充・継続」という文言に変わっていたり、一番はBですね。遅れているってなかなか市の方も、自分が担当してる施策に遅れているって評価をつけるのって難しいと思うので、これ他の市だと例えば「改善の余地あり」とか、「再編すべき」とか、「再編統合の可能性あり」とかで示されています。Dに関しては「事業廃止」なので、これは同じように「統合廃止」、「見直し」とか、そういう文言に他の市の方もされてるみたいです。なので、全体的にAが多過ぎるのは、これは本当に評価として正しい軸なのかなっていうのと、数字がわかりにくくて見にくいっていうところと、文言自体を少し見なおしたほうがいいのではないかな、この3点です。 以上です。
委員長	今後に繋がるご意見を頂戴しておりますが、今年度、人数や回数が示されていないところなどに関してはもうまさに今、根拠をもう少し知りたいというご意見かなってふうに思います。3点ございましたが、今年度、今ここでお答えいただけるところを、まずご回答いただけたらと思います。
事務局	今回確かに、ご指摘の通り人数や回数が示されていないところがありますので、今すべての示されていない部分に関して数字をお示しすることは、今の時点では難しいです。申し訳ありません。 令和7年度からは、新しい第2期の子ども・子育て・若者支援プランにも移行いたしますので、前回の会議でも確か委員からはその評価の部分で、SやAについてご指摘をいただいております。

	今回照会を図るときにも、担当課それぞれの方から、Sの基準がわかりにくいという意見が庁内からもございましたので、次回令和7年度の評価をするときには、今ご指摘があったSなどの文言の方は考えていきたいと思います。 また評価をしていただく依頼をかけるときにも、Sが新規の事業であったりとか、拡充であったり、前回からどれぐらい増えていたら、S評価にして欲しいっていうことは、庁内の方でももう少しわかりやすい評価ができるように取り組んで参りたいと思います。 ありがとうございます。
委員長	ありがとうございます。 次に繋がる改善をきっとしていただけるのを信じて、今のご意見、承りたいと思います。他市の文言も今ご紹介いただけてますので、少し検討を進めていただけたらというふうには思います。
委員	学童保育事業について、質問といいますか教えていただきたいんですけども、資料3-1ではS評価ということで、頑張っているという評価になってます。資料5の見込みも、充足してるように数字的には感じています。ただ、かなり民間の学童保育事業がより広域に、よりいろんなことをやりだしてきて、今もそうかもしれないんですけども、市外の学童保育事業を利用されてることもさんがいらっしゃるんじゃないか、或いは今後増えていくんじゃないかと思っています。今日、委員も事業者としてこられてますんで今の状況ですね、市内で賄えているのか、それとも結構民間の方に流れているのか、そういうことがありましたら教えてください。そういうことがあれば、市独自としての見込みとか、なかなか把握しにくい状況になってるんじゃないか、或いは今後増えていくんじゃないか、より広域の事業ということになっていくのかなと思っているんですけども、実態を知らないものですから、現在の状況というのを教えていただけたらと思っています。
委員長	委員、お願いしてよろしいでしょうか。
委員	学童保育所については基本的には、その小学校に通っている子どもを、そのまま学校の敷地内でお預かりをするというのが基本なので、市外にわざわざ放課後に行くというようなことは、ほぼないという状況にはあります。 実際には、小学校の敷地内もしくは公共施設で行っているパターンと、民間の保育園さんとが開設をされたりとか、児童養護施設さんが開設をされたりとかという形で、実施されているところは3カ所あります。 それ以外は各小学校の敷地内もしくは、近隣の公共施設で実施しているので、小学校が2時半とか3時半に終わって、そのまま歩いてその場所へ行くというようなパターンになっています。

委員長	ありがとうございます。今の説明でよろしいですか。
委員	高砂市では今あまり市外の施設は利用されてないということですね。 ただ市町によっては結構民間の業者が学校までお迎えにきて、市外の施設に運ぶっていうのも聞いているんですけど、今のところはそういうのはあまりないんでしょうかね。
委員長	お願いいたします。
委員	おそらく学童保育ではなくて放課後等デイサービスかと思います。 障がいをお持ちのお子さんを10人ぐらいお預かりをするという形のところは、小学校の敷地までお迎えにこられて、加古川であったりとか、姫路の方の施設であったりとかに、お迎え来られてっていうような形でやっておられます。そこは結構いっぱいいて、高砂市内で賄えないので、他市でっていうような形になっているということは聞いたことがあります。
委員	ありがとうございます。 放課後等デイサービスとは違って、いわゆる、塾をやっているようなところが学童もやりますと、その延長で、放課後の預かりから続いて塾までやって、どっちがメインかわからないんですけども、そういうのを聞くのですが、まだそういう利用をされている子どもたちはいないということですね。 わかりました。ありがとうございます。
委員長	今、学童について委員から説明がありましたけど、事務局の方から何か把握しておられることとして、補足などがございましたら、言っていただけたらと思いますけれどもいかがですか。
事務局	今、委員からご説明いただいて本当にその通りです。 今計画の中で、見ていただいたように、各事業の必要量とか確保量をお示ししているんですけども、基本的にはそれぞれの市が、こういったプランの中で、必要な量を確保していくということが原則になっておりますので、他の市の学童にわざわざ行っておられるっていう方は、こちらとしては把握はしておりませんし、本当にいらっしゃったとしても少ないのではないかなというふうに考えております。以上です。
委員長	ありがとうございます。 現状としては、高砂市内の中で、放課後の子どもたちの生活が保障できているということだと思います。

	他にございますか。お願いします。
委員	事前にお送りいただいた資料を拝見いたしまして、先ほど評価のことについて出ていますが、ただ単純にAが並んでいて、Sが3つ。文言であったり、根拠の示し方とか、課題はあると思うんですけども、当たり前で予定通り進捗させていくっていうことは、それは本当に大変なことですし、それをされてるっていうことは、市の職員の皆さん、それから各校園の先生方、誠実に取り組んでいただいてる、その結果の現れなのかなと思って、改めて頭の下がる思いがいたしました。ありがとうございます。 それで、拝見していて、ちょっと個人的に関心があったところで、ひきこもり支援のところなんですが、資料3-3の2ページの一番下のところで、令和6年度、兵庫ひきこもり相談支援センター播磨ランチ等と連携して、相談支援をされていたとあります。 それが資料4の令和7年度のところ、20ページになるんですけども、そちらを拝見すると、福祉総合相談センター内に「だれでも立ち寄りステーション」というのを作られたんでしょうか。 そこでひきこもりの状態にある方への支援を推進されていくと書かれてまして、これがちょっと具体的にどのようなことなのか、お教え願えるとありがたいなと思います。 大学でも、本当に生きづらさを抱えている学生さんが増えてきていまして、同じように、高砂市さんでも、そういった方の支援は具体的にどのようなことをしているのか、お教え願いますと幸いです。よろしくお願いします。
委員長	では、今のご質問につきまして事務局よろしく願いいたします。
事務局	まず初めに、ひきこもりの支援についての件です。 令和6年度は、書いている通り11件のひきこもりに関する相談がありました。 実際、当事者とコンタクトがとれるケースっていうのはほとんどないのですが、相談員が相談される家族の方に対して相談等の話の中で自宅等に赴き、アウトリーチ型の伴走支援に努めているところです。 しかし、実際には先ほど言った通り、当事者本人と繋がるのが少ないので、それは数を重ねて、周りの方との信頼関係を作る中で、本人と会う機会を粘り強く行い、アウトリーチ支援の増加を目指していくことにしております。 続いて、だれでも立ち寄りステーションのことですが、これは地域づくり事業の中で、ひきこもりについては居場所づくりということで、ひきこもり支援の拠点としてお仕事体験などをされるようなことも、6月から行っているところです。 こういう形で行っている中で、実際6月から始めた中で、6月には8名の参加者がいました。 以上です。

委員長	ありがとうございます。 何か今のご説明に対して、さらにございましたらお願いします。
委員	いえ、ありがとうございます。 一歩ずつになると思うんですけども、このような取り組みが進んでいけばいいなと思います。ありがとうございます。
委員長	非常に地道に粘り強く、当事者と出会おうという支援をしておられるんだなということが伝わって参りましたけれども、本当にこれだけの、A評価が並んでいくっていうのは、見えにくいというところもあるものの、全く何の根拠もなくAはつけておられないと思いますと、非常に本当に日々、市民のことを考えながら取り組んでこられた結果なんだろうかと改めて、委員のお話を聞きながら私も思っていました。 それでは、次に進めていきたいと思います。議題の3になります。 「こども・誰でも通園制度について」を事務局からご説明をお願いします。 (3) こども誰でも通園制度について
事務局	【資料6、7に基づいて説明】
委員長	ありがとうございます。 事務局からの説明が終わりました。 細かいことはまた今後ということですが、保育現場にとってはものすごく身近な問題だと思いますので、別に保育現場からだけではなくてももちろん結構なのですが、ご意見、ご質問等ございましたら、出していただけたらと思います。 いかがでしょうか。 気になりますよね。保育現場にとっては、今後どんなふうに進められていくのかで、こんなふうにはやはり進めていっていただきたいというご希望もあるかと思います。 希望がそのまま行けるかどうかわかりませんが、ただ、現場の声っていうのはとても大事になっていうふうに思いますので、ぜひお聞かせ願えたらというふうに思っております。 無理にとは申しませんがあればぜひ聞かせてくださいをお願いします。
委員	国から示されていく中で、そういうことがきつと必要なんだろう、必要としているご家庭があるのだろうということは、わかっています。 その中で、まずは、正直なところ、人員はどうなるのか、部屋はどうなるのっていうところがあります。

	きっとそこはと整備してくださるのかなと思ったりもしていて、一歩ずつ一歩ずつ進んでいただけたらいいかなと思っています。 その部分では、私自身としては高砂市は、行政と現場が一体になりながら、いつも話を聞いてくださっていて、どうですかって聞いてくださり、自分たちが困ってることはこうですって言える関係なのかなと思っています。あからさまにトップダウンでこんな制度があるからこうしてくれっていうことはきっとないと思うし、今まででもなかったもので、来年、どこから始まるのかわかりませんが、しっかりと現場の声を聞いていただきながら、進めていただきたいなと思っています。
委員長	どうですかそれぞれ、ご希望というか、願いを、今の委員の意見で、すべて伝わってるということであれば結構ですが、もしあれば、ぜひお声を聞かせてください。
委員	本当に、一時預かり事業をしている中でも、保護者の方の相談に本当に出会ったばかりなのに、お話を聞くことがあったりとか、お友達と一緒に遊んでましたよっていうその言葉にすごく嬉しそうにされたりとか、ご家庭だけでお子さんと向き合っていると見えないことが集団の中に入ると、見えるのかなって思います。 それで、喜べたり安心できたり、気づきがあったりするのかなっていうことが見えますので、こども誰でも通園ということは本当に意義のあることなんだろうなというふうに思います。 実際やっていくっていう中で、本当に委員がおっしゃったように、人員のこと場所のこと、時間帯のことで、一番本当に手のかかる0歳1歳2歳っていう人手がいるこどもたちで、命に関わる年齢でもありますので、本当に丁寧に進めていけたらなというふうに思います。 加えて、保育園の独自性っていうものも、面白いとは思うんですけども、やっぱり高砂市としての受け入れ方っていうのも、そういうねらい、こどもたちが成長していく、こどもたちの育ちを応援するっていうところを踏まえて、本当に安全に、よい預かりになるように、ご相談させていただいて、一緒に進めていけたらなっていうふうに思っております。 以上です。
委員長	他の委員の方で、こども誰でも通園制度、「誰通」とよく略して、保育現場では言ってますけれども、保護者の方たちも、こどもを預ける側の親の思いとかいうのは非常に身近に感じて、いろんな思いをお持ちではないかと思いますが、特にございませんでしょうか。委員お願いします。
委員	勉強不足で申し訳ないんですけども、こども誰でも通園制度っていうのが対象と利用方法だけを見ると、保育園って5歳児まで可能なんですよね。

	それで、利用も月10時間っていう時間は設けられてないと思うんですけど、どうなんですか、それ以外は特に保育園と変わらないんですかね。 その保育園が、このこども誰でも通園制度を使って通える場所になるんですか。一時預かりの場所に、この制度を使って通うという形になるんですか。
委員長	事務局から答えていただきます。事務局今のご質問に対してどうですか。
委員	保育園と何が違うのかなっていうところを教えてください。
事務局	保育園っていうのは、毎日通園してルーチンというか、日々通うところではあるんですけど、これは突発的というか、スポット的に、こどもを預かるということで、今までには一時預かりという制度もございます。 一時預かり制度は、保護者の病気であったりとか介護とかそういったときに、こどもを預かるという制度でありますけども、こっちはまた違う趣旨で、こどもの成長のために、保育園に行っていないこどもも、他の子と触れ合うことで、そういった成長もあるというようなことを、そういった角度から、こういう制度を導入しようというふうには考えております。
委員	例えば、高砂市内だったら、いくつかの場所にそれを設けるっていう形になるんですか。
事務局	はい。そうですね。 おっしゃった通り、全園というわけにはいかないかもしれませんが、いくつかの園で実施をしていただく予定にはなっております。
委員	個人的に、保育園のカメラマンをしまして、それでいろんな園さんに行って撮影するんですけど、結構園さんによって色があるじゃないですか。 同じ園の中でも分園と本園と、分園と分園の間でも、全然色が違うことがあったり、こどもたちをどう育てるのかとか結構違うのが個人的には最近興味があって、ずっと写真を撮ってるんです。 これは複数場所でも基本同じような教育方針でされるっていう形なんですか。
事務局	これは、同じこどもがいろんな園へ行くことも可能です。そこも、園の色っていうのはそこでも分かたりはできるので保護者さんが、どこの園に行くかっていうのを決めていただきます。 あとは、その園とのマッチングにはなると思うんですけども、そういった機会でも、これを利用して、どこに通わせてとか、そんなこともできるのかなと思いますので、そういった活用の仕方もあるかなと思います。

委員	ありがとうございます。勉強になりました。
委員長	ありがとうございます。 今、委員からご質問いただいたように、多分市民の方にとっては、これまでの一時預かりと何が違うんだろうとか、こどもたちはどうなるんだろうとか、いろいろとわからないことがたくさんあるかなと思いますので、説明を丁寧にしていただけたらいいなというふうにも思います。ちょっと意見を申し上げるのは、委員長の立場で申し訳ないんですけど、今、人だとか部屋だとか時間のことをおっしゃったのは、この制度の必要性はわかっているけれども何よりも、やはり、園で預かりしているこどもたちの、通常の日々の保育がやはり一番大事だっているところは、ものすごく気にされている部分ではないかというふうに思います。 そこに何かこう、よくない影響が出るような形で、この制度が進まないように、本当にちゃんと十分な人と、場所の確保とってというふうな事をおっしゃってるんだと思います。 制度の必要性はとてもわかるけれども、こちら側だけにもものすごく力が入ってしまうことによって、通常の園の保育に支障が生じてはならないということは重要だと思います。 それと同時に、いろんな園を選べるんですけども、いい形でって考えたときに、マイ保育園のように、保護者さんたちが何か困ったことがあったら、この園の先生が相談に乗ってくれて、実家じゃないですけども、どんなことでもまたお話を聞いてもらえて、こどもも見てもらえるよというふうな、心の拠り所のような形で、この制度が市民に行き渡っていけば、いい形で、これを進めていけるのではないかなと思います。 普段自分が保育関係のことをしているので、とても気になる制度ではありますので、余計なことですけども意見を述べさせていただきました。
委員	とてもどうなるか、興味を持っています。 個人的な流れとしては、保育園義務化といえますか、誰でも親の就労に関係なく行きたいこどもたちが年齢に関係なく、行けるようになって、それを無償化すると、そういう流れの移管の制度かと個人的には思っています。 どこまで国がお金をこどもたちに出してくれるのかという、過渡期の制度が出てきたので、やはりもう始まっている市町もあると思うんですけども、余ってる、保育士さんのキャパですね。 例えば、0歳児が1人しかいないから2人余分に預けれるよと、そういうその余ってるところの利用じゃなくて、お金はかかると思うんですけども各園に専属、専任で1人の保育士さんを、このこども誰でも通園制度で割り当ててもらう。

	そこには預かりがなくっても、預かりがないと、収入がないわけですけども、その分のお給料は、お支払いして、預かりがなければ、他の児童のところにサポートに入ってもらおう。 今いる職員で何とかするんじゃなくて専用の職員を1人置いて、そして、運営を見ていって、1人じゃ足りないところに2人という、その今いる人でやるというんじゃなくて、新たな人をつけてする。お金はかかりますけど、そういうふうになっていけば、保育園、みんなが行けるような施設に、制度にも、過渡期になるのかなと思うので、ぜひとも、考えていって制度にしていっていただきたいなと思っています。
委員長	ありがとうございます。1人で行けるのかなというぐらいの思いをきっと現場の先生方にお持ちだと思います。 0歳の赤ちゃんがずっと泣いてて、その子をずっとだっこしているという場面を想定した時に、ほかにこの制度で来ている子がいたら、じゃあ1人じゃ足りないなとか、いろんな場面を想定すればするほど、きっと不安材料もある。でもやらなければならないと、先ほどの相談しながらというふうに、委員も言ってくださってましたけれども、ぜひ相談しながら進めていただけることが必要な制度だというふうに思っております。 すみません。私の思いがちょっと強過ぎてここで時間を取ってしまったんですけども、他にございますでしょうか。 それでは、次に進めさせていただきたいというふうに思います。 議題の4ですね、「たかさごっこ 結（ゆ） つくりん相談について」、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(4) たかさごっこ 結（ゆ） つくりん相談について 【事務局より資料8に基づいて説明】
委員長	ありがとうございます。 ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。
委員	直接会って相談できるのはすごくいいなと思いました。 相談先は市の職員とのことですが、スクールカウンセラーとの違いとか、この相談にのったあとにできることの違いは、何なのかというのが気になりました。
委員長	事務局お願いいたします。
事務局	まず、第一義的に相談先としては、学校であつたり親であると考えております。

	それでもなお、相談先に困った子どもたちの受け皿になっていければと考えております。 まず学校の場合は、スクールソーシャルワーカーがいらっしゃると思うんですけども、この市の結（ゆ）つくりん相談におきましては、社会福祉士であったりとか、経験豊富な相談員が、対応していきたいと考えております。
委員長	ありがとうございます。 今のご説明で、学校の場合はスクールカウンセラーで、こちらの場合は社会福祉士、と今おっしゃいましたでしょうか。ということは、スクールソーシャルワーカーは高砂市の学校には入ってはおられないということでしょうか。
事務局	入っています。
委員長	ということは、学校の場合に、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、学校としての枠組みの中には入りますよという理解でいいんですね。 それ以外に、別にスクールソーシャルワーカーじゃない社会福祉士さんが相談にのるというのがこちらの相談になるというふうな理解ですね。 ありがとうございます。整理できました。 では、次の委員をお願いします。
委員	手元にあるタブレットから、いつでも相談できるっていうふうに書かれてると思うんですけど、そのタブレットが小中学生に、支給されているもので、その学校のタブレットって何かLINEとかって、使うことができるのかなっていうふうに思いました。 あと、4ページのところに書かれてある②番のところに、男女2名以上っていうところの男女のところに、何かこの意味とかってあるのかなっていうのが気になります。
委員長	今の委員のご質問に対して事務局お願いいたします。 多分、相談する側の子どもに一番近い年齢のところで、使いやすさとかいろいろ気になっておられるじゃないかなと思っていて、もし、手が挙がらなければ、お尋ねしたいなと思っていたところです。 ご質問いただきましたのでよろしくお願いいたします。
事務局	はい。まず、チラシの方ですが、待ち合わせ場所で相談相手の職員が男女2名以上待っているというものにつきましては、本日、お配りした資料の方が最新版という形になってございまして、そちらの方で待ち合わせ場所で相談員が待っているという、一緒に相談室まで行くから安心してね、というふうな形で文言を変更してございます。
委員長	タブレットでLINEが使えるのかどうかをお願いします。

事務局	もう1点のタブレットを使用してのLINEについてのご質問ですが、そちらの方はGIGAスクール端末ということもありまして、タブレットを利用してQRコードを読み込んで、この結っこりん相談窓口の方を通じて、LINE相談の方には直接飛ぶということは、できないとは考えてございます。 ただ、既存の相談窓口の周知ということで、主に中学生・小学生が日常的に使用しているタブレットを活用して、この結っこりん相談を通じて、このLINE相談とか、こういうものがあるんだなというふうなことを、より身近に知っていただける機会にもなるかなと考えておりますので、そういう意味で既存の相談窓口、それにすでにあるLINE相談などの周知の強化ということも図ってございます。
委員長	委員、今のご説明で大丈夫ですか。チラシは差し替えがあったということなんですか。
委員	これは、小学生中学生とかで、そのスマホとか端末を何も持っていない子は、厳しいとか、できない状態になってしまうということですか。
事務局	おっしゃる通りです。基本的にはQRコードを読み込んでいただく必要がございますので。
委員	ありがとうございます。
委員長	タブレットは、1人1端末小学生からは皆持ってますよね。 そこでとりあえずは、読み込むことができたらず最初の第一歩が踏み出せるということなんですね。
事務局	はい。
委員長	そこからLINEなどのSNSで相談するとなってきたときには、持っている子と、使える子と使えない子では、差が出てくるというふうに理解していいでしょうか。
事務局	はい、そうでございます。
委員長	はい。ということなんだそうですが、何かそれに対してご意見があれば、ぜひ聞かせていただけたらと思いますけれども。 何とか、誰もが同じように使えるような相談のツールになって欲しいなというご意見だと思いますが。 委員お願いします。

委員	今の意見につけ足して、今このQRコード読み込んでみました。LINEで相談したい、直接会って相談したい、電話で相談したいと出ています。 それこそ、自分でLINEを持っていない子たちは直接会うか電話で相談することになると思うのですが、今、家の電話がない子もいると思うので、電話はすごくハードルが高いかなと思います。 それだったら、タブレットの仕組みがわかっていませんが、タブレットからそのまま担当者とか、24時間子どもがタブレットを持ってることはないと思いますが、学校にいる時間帯だけでも、タブレットからのLINEだけでなく、相談できる仕組みなどは難しいのかなと思います。 なかなかやっぱり、直接会って相談したいとか電話で相談とかって、ハードル高いと思います。私はもし子どもだったら、個人的には直接会ってしゃべりたいですけど、今の子どもたちが電話し慣れてるかもわかりませんし。 みんなオンラインで、ゲームとかしてる世代だと思うので、だったらもうちょっと気軽にLINEもできたら良いと思います。親の携帯を使ってる子も、まだまだ居ると思いますし、親のこととか相談しにくかったら、このタブレットをもうちょっと上手に使える仕組みでないと難しいのかなって今聞いてて思いました。
委員長	ありがとうございます。 何となく説明をお聞きすればするほど、使える子どもたちが限られてくるんだなっていうところで、今日すぐには難しいと思いますけれども、1人1台タブレット端末があるとすればやっぱり、それを使いながら相談できるような仕組みも今後検討していただけたらいいというご意見になるのかなってふうには思いますけれども。 保護者の方の目線からいくと、どうでしょうか。使いやすさみたいなところで、何かありますか。 委員お願いします。
委員	親からしたら、直接会って話すで、決まった場所に待ち合わせするのに、本当に相談員が来るかがすごく心配です。このQRコードがもし悪用されて違う悪い人が、別のQRコードにしてそれを読み取って誘拐でもする人がここで待ち合わせねと言って、どこかに連れて行かれたらと思うと、直接会ってっていうのはすごく怖かったんですけど、今までもこういうやり方で相談とかはあるんですか。 それで、そういう事件があったとかはないんでしょうか。
委員長	事務局お願いします。
事務局	直接会ってという部分では、これまで市役所に直接来ていただいた場合は、直接顔を見て相談にのらせていただいたりなどはしておりました。

	ただ今回は、どうしても市役所までなかなか来れない子どもたちに対しても利用していただけるようにということで、広く使っていただけたらと思っておりますが、今、ご意見いただいた通り、確かに直接会ってという部分につきましては、課題もあるかと思っております。 そのあたりは運用開始して、運用開始後に、また必要な課題出てくると思いますので、そのあたりはしっかり部内でも共有した上で、現実には即した形で改善は、都度していけたらと考えております。 改善をその都度は大事なんですが、何か事が起こってから、その都度の改善では取り返しがつかないと思いますので、そういう今、懸念事項を出して下さってるので、ぜひ、未然に検討をお願いいたします。 それでも何かが起こらないと保障はできませんけど、防げるものはできるだけ未然に防いでください。 例えば、誰が来るかわかるように、そこに顔写真が載って、この人が相談に応じますよってというふうに顔写真を出していただけると、とんでもない人が現れたときには違っていてことは気がつくのかなとか思ったりもします。 制度的には違いますけれども同じ兵庫県内の川西市には、「子どもの人権オンブズパーソン」制度がございます。 この中では、相談員が、こどもが希望する場所にまで、相談に赴くっていうことをしております。 ただ、その時は、ちゃんと顔も、この人たちが相談応じるよってことも出してますし、やはりすごく心配なことってたくさんあると思いますので、できる限り、こんなことが起こったらどうしようっていうことを事前に出し合っていたいて、石橋をたたいてスタートしていただきたいなっていうのは、思いました。 他に、どうでしょう、保護者の立場から、今出てますが、では、委員お願いいたします。
委員	直接会って相談する場合ですけども、職員がこの男女2名っていう、これに関してなんですけども、特に性に関する相談っていうのは、やっぱり同性だと相談しやすい、逆に相談しにくい、かなり個人差があります。 男の人と、女の人の相談員がいて、こどもたちに、2人で聞いてもいいかな、どっちがいいかなと、選んでもらうのは非常にいいのかなと思います。 というのは、隣の加古川市の中学校の内科健診が、今まで校医が処理してたんですけども、異性の先生だと嫌だ、逆に異性の先生がいいという、そういう状況になっています。 昨年から中学校の内科健診は、こどもたちが保健室に入っていくと、女性の医師のブースと男性の医師のブースがあって、それぞれどっち行くっていうのをこどもたちが選んで内科健診をするようになりました。そういう形で本当にすばらしい試みなんですけ

	ども、学校健診ですらそういう形になっているんで、こういう特にナイーブな相談に関しては、相談員に同性・異性の方がいらっしゃるのは、こどもたちにとって心強いかなと思いました。
委員長	ありがとうございます。 相談だけじゃなくて内科検診のあり方も今後、考えていく必要があるんだというすごく貴重なご意見をいただけたかなというふうに思います。 委員お願いいたします。
委員	幾つかお聞きしたいんですけども、そのQRコードを読めるタブレットを持っているか持っていないか、スマホを持っているか持っていないかという話がさっき出たんですけど、ほとんどのこどもたちが、最近よく自分のスマートフォンを持ってるので、一旦そこは置いておいて、学校のタブレットでもし、このフォームを読み込む場合、今、配付されてるっていうふうにおっしゃってたと思うんですけど、この相談は夏休みから利用できるっていうことで、確かに夏休みにこういうのがあるとすごく潜在的なニーズがちゃんと市としても受け取れるのでいいかなと思うんですね。 それで、こどもたちに配布されてるタブレットって、夏休みも持って帰ることはできるんですか。
委員長	事務局お願いします。
事務局	基本持ち帰りをして、家の方で使うことになっています。
委員	でしたら、大丈夫ですね。 あと少し聞きたいんですけど、この待ち合わせ場所は、先ほどから直接会うのが問題っていう話もあったんですけど、実際スマートフォンを持ってない場合は、LINEも電話も閉ざされるので、直接会うしかなくなると思うんですね。 その場合、これ小学生の子たちから対象ということで、このチラシでは、一緒に日時や場所を決めようという形になってると思うんですけど、これはこどもたちの指定した場所に、相談員の方が行くんですか。どこでも行けるんですかこれって。
事務局	申請の際に、このQRコードを読み込んでいただいたあとのLOGOフォーム上では、地域交流センターと、その他という形で選択肢を設けさせていただいております。 その他の場合は、申請いただいたメールアドレスを使って、具体的な待ち合わせ場所を調整していきたいと考えております。
委員	なるほど。ありがとうございます。

	最後に、いま自分も読み込んでやってみたんですけど、例えばLINEで相談がしたいを押すと、県のサイトからSNS相談ができますっていうものと、そのあとに悩み相談っていうチラシが出てきて、LINE相談の案内は以上です、と出てくるんですけど、これは例えばLINEで相談をする場合は、確認画面進む、と送信をしてから、何かLINEでつながれるんですか。 ユーザー名も書いてないので、どうLINEで繋がるんだろうっていうところと、可能性があるとしたらこのこどもたちの相談LINEという県の方から飛ぶのかなと思ったんですけど、どういう形でLINEは繋がる予定ですか。
委員長	事務局お願いします。
事務局	LINE相談の方は、使い方としましては、LINEで友達登録していただいた上で、相談できるようになっております。
委員	その友達登録ができるのは、例えばこれだったらどこからできるんですか。
事務局	今お示ししている資料につきましては、LOGOフォームになりますので、そちらからは直接LINEの方に飛ぶということはできません。
委員	こどもたちに配るときは、このフォームが変わって、QRコードとかなっているんですか。それともそうじゃない予定ですか。
事務局	こどものタブレットがLINEに繋がるかどうかっていうところでしょうか。
委員	いや、そうではなくて。多分、私はスマホを持ってるという前提で話をしていて、この中だと今の子は会うのあんまり、電話もあんまりなので、それでいくと、LINEが一番相談しやすいと思うんです。実際私がこれ今LINEで相談したいって選択したときに、どうやってLINEで繋がるんだろうっていうのがあったので、そこをお聞きしたくて。
事務局	あくまでそのLOGOフォーム上では、LINE相談の紹介という形になりますので、実際に使用していただく場合は、ご自身のスマホであったりとか、そちらからご利用いただくような形になります。
委員	これ例えば、こどもたちがスマートフォンを持っていた場合、これは紹介フォームなのであれば、どうしたら、高砂市のこのたかさごっこのLINE相談ができるんですか。
委員長	具体的にどうすればいいかということですかね、

事務局	小学校・中学校のお子さんに対しては、ひょうごっ子悩み相談の案内をこどもたちに配布をいたしまして、そちらの方のカードなり、チラシからQRコードを読み取っていただいて、相談をしていただくというような形になります。 直接の相談は、この今回お配りしてる分からのLINEの相談っていうのは、繋がらない状態になってます。
委員	私からのお願いとして、LINEで相談がしたいとなったら、県のサイトのSNS相談に飛ばすんじゃなくて、先にご紹介されてる、そのこどもたちに配られてるカードに、そのQRコードを載せておいていただきたいです。スマートフォンの画面にQRコードが載ってた場合にそれを読み込むには、そのQRコードをまず画像保存して、LINEに飛んで、LINEのQRコードのボタンを押して、画像からQRコードを読み取るっていう機能をしないと、多分LINEの公式アカウントには繋がらないと思うんですね。 なので、例えばそれをURLにするとか、こどもたちの、一番やりやすいのがLINEだと思うんですよ。スマートフォンを持ってる子に関しては、 すごくこれいいなと思う施策なので、こどもたちのハードルを、下げていただきたいです。 そもそもこういうのに相談することって自体ハードルが結構高いと思うので、できる限りそういう、技術的な障壁は、市役所さんの方で下げていただきたいなと思います。 そしたら、今日お昼ご飯がないんです。ずっとお昼食べれてないんですとか、そういう潜在的なニーズも、拾えるかもしれないと思うので、ぜひご検討いただければと思います。
委員長	はい。ありがとうございます。 実際に運用していくためには、もう少し検討すべき点があるということが見えてきたかなと思います。 委員がこれだけみんなどうしたらいいんだろうねって思うということは、こどもたちに、説明するときにそれぞれ、これは学校で配布されるのかなと思いますけれども、先生方が丁寧に、ここにしたらこう繋がるよ、とか、こうなったらこうなるんだよと説明がないと、配られただけでは多分使えないんだなっていうことが、今見えてきたかと思います。 なので、運用上のシステム的なこともそうですが、こどもたちにも丁寧に説明して、実際に使ってもらおうとか使う必要があれば使ってもらえるようにっていうふうなところを工夫していただけたらと思います。ありがとうございました。 それではまたこれはご検討いただくということで、議題の5のその他に移っていきたいと思います。

	若者未来会議について若者委員から説明をいただけるということですのでお願いいたします。 (5) その他
委員	【若者委員より当日資料1に基づいて説明】
委員長	ありがとうございます。 報告をしていただきましたけれども、やりたい人が動けるまち高砂のような、そんな未来を考えながら、若者が集まったんだなということが伝わって参りました。 今の報告に関しまして、何か質問等ございましたら、出していただけたらと思います。エールを送っていただくのも結構ですけどもいかがでしょうか。 はい、お願いします。
委員	今日、子ども食堂に携わっている委員がいらっしゃるんで、若者の居場所ってということで、子ども食堂をバージョンアップさせてはいいかなと思います。
委員	子ども食堂のほうは各地域交流センターとか、個別の家とかいろいろな形で使われています。ただボランティアベースで皆さんやっているので、月1回が多分今のところ限度かなと思います。 基本的にその方々のやる気によって、モチベーションによって成り立っているっていう状態なので、どうバージョンアップさせていくかが課題になると思います。 でも、子ども食堂は若者に来て欲しいと思ってます。こどもと料理は作るんですけど、こどもと遊ぶのは難しいっていう人が結構たくさんいらっしゃるんで、だからその部分のマッチングができたとしても素敵だなと思うので、ぜひ高砂市の方にも、子ども食堂のマップとかいろいろあるので、開催日とかも書いてあったりとかするので、そういうのをもっと若者にPRしてもらって、逆にその中で若者の人たちがこどもたちにこんなことを教えたいとか、もういつそのこと「私ケーキ作りたい」とか、なんかそういうようなことをどんどん提案していつてもらってという形での、バージョンアップというか、関わりっていうのは、素敵な話かなと思います。 もし、よかったらそういう方がおられたら言ってもらったら、繋がります。
委員長	ありがとうございます。委員の提案から、具体的に、若者の居場所と活躍したいことと、子ども食堂が繋がりを持っていていうふうな、新しいまた未来が見えてきたかなっていうふうに思います。 この場で、こういう情報交換と、今後こんなことができるなっていうふうな話ができる会議っていいですね。とても私は、ここに座らせていただいて今、心地よいなと思います。いながら聞かせていただいております。

	他に何か、今の若者未来会議について、さらにこういうこともってということがございましたら、出していただけたらと思いますけれども。 よろしいでしょうか。 それでは議題は以上になりますが、6番のその他ということで、事務局から何かありましたらお願いいたします。 6 その他 前回ご案内させていただきました、新たな学校づくり推進計画に係る市民説明会についてご報告させていただきます。 資料は、みんなで考える、高砂市の新たな学校づくり、高砂市の学校の現状と、アンケート調査報告会のまとめの紙面となります。 この市民説明会は、新たな学校づくりのさらなる周知を図ること、また小中学校の現状を共有することを目的に実施いたしました。 資料には、各回の実施日、場所、参加人数、そして意見交換の時間でいただきましたご意見やご質問、そしてその回答を掲載しております。 報告会全体の参加人数は、合計72名という結果ではございましたが、各回いずれも活発にご意見・ご質問をいただくことができました。 いただきましたご意見については、今後の審議会の検討の際に活用させていただきます。 新たな学校づくり推進計画は、令和9年9月に策定予定で、今年度は計画の方針を定めます。 また、市民の方々などのご意見をいただく場を設けて参ります。 今回の経験を生かしまして、より多くの方々にご参加いただけるよう工夫したいと考えております。報告は以上です。
委員長	ありがとうございました。 今のご報告に関しては聞くということでよろしいでしょうか。また続きはね、聞かせていただけるのかなってふうに思いますけれども。 それでは、次回の会議日程について、事務局から説明お願いいたします。
事務局	はい。次回の会議日程につきましては、第1回子ども・子育て部会、第2回若者部会を10月から11月ごろに。 第2回子ども・子育て部会を、令和8年の2月ごろに開催を予定しております。 日程につきましては現在調整中のため、後日改めてご連絡をいたします。以上です。

委員長	ありがとうございます。 議題は以上となりますが、何か言い残したご意見ございましたら、この今の時間に出していただけたらと思いますけれども。よろしいでしょうか。 それでは以上をもちまして、令和7年度第1回高砂市子ども・子育て・若者会議を終了いたします。本日はありがとうございました。 事務局の方にお返しいたします。 7 閉 会
事務局	はい。委員長並びに委員の皆様、誠にありがとうございました。 これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。